

○大牟田市社会教育委員設置条例

昭和37年4月1日条例第6号

改正

昭和42年8月11日条例第7号

平成19年7月1日条例第15号

平成25年12月27日条例第42号の2

大牟田市社会教育委員設置条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、大牟田市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

(定数)

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、委員が心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(会議)

第5条 委員の会議は、教育委員会が招集する。

2 委員の会議の議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(補則)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年6月1日から適用する。

付 則（昭和42年8月11日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年 7 月 1 日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年12月27日条例第42号の2）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に委嘱されている社会教育委員の任期は、改正後の大牟田市社会教育委員設置条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。